

## 理事・監事・評議員費用弁償規程（規程7号）

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人乙の園の法人業務に伴う理事・監事・評議員の費用の弁償に関する事項を定める。

### （業務の種類）

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による監事監査
- (3) その他理事長が必要と認めた業務

### （費用弁償）

第3条 費用弁償額は次のとおりとする。

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (1) 理事会及び評議員会への出席   | 日額 5,000 円 |
| (2) 監事による監事監査       | 日額 5,000 円 |
| (3) その他理事長が必要と認めた業務 | 日額 5,000 円 |

2 職員理事及び職員評議員についてはこの規程は適用しない。

### （改正）

第4条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を得て改正する。

### （附則）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。